

告示

埼玉県告示第百十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第五七七号
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	6・0肉骨粉
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇
生産業者の氏名又は 名称及び住所	太田油脂産業株式会 社 埼玉県八潮市大字圀 五百四十一番地十